

宇	部	市	Industrial Location in Ube
企	業	立	地
の	ご	案	内

INDUS TRIAL LOCATION in UBE

宇部市は企業の進出を全方位からサポートします。

We support the advancement of the enterprise from all azimuths.
UBE CITY, YAMAGUCHI PREFECTURE



CONTENTS

山口県の概要	1
山口県の交通網・産業集積	2
宇部市の頭脳集積	4
宇部市と産業団地	6
宇部臨空頭脳パーク	8
宇部新都市	10
宇部市の優遇制度	12

OUTLINE

山口県の概要

山口県のプロフィール

豊かな自然と発展する産業

山口県は、13市、6町からなる本州最西端の県です。北は日本海、西は響灘、南は瀬戸内海に開かれ、県中央部には緑豊かな中国山地が横たわり、古くから農漁業が盛んでした。近代以降は、瀬戸内海沿岸に臨海工業地帯（瀬戸内コンビナート）が築かれ、石油・化学・鉄鋼などの重化学工業を中心に発展を遂げてきました。

山口県は本州の中でもっとも大陸に近く、また本州と九州の結節地点に位置していることから、しばしば歴史の表舞台に登場し、大内氏や毛利氏、明治維新の志士たちなど、勇名を馳せた人物を数多く輩出してきた県としても知られています。

山口県データ

人口	1,282,352人	（2024年8月1日）
面積	6,112.50km ²	（2024年4月1日）
世帯数	596,766世帯	（2024年8月1日）
県内総生産（名目）	6兆2,366億円	（2021年度 県民経済計算）
商業 年間売上（収入）金額	3兆4,346億円	（2021年 経済センサス活動調査（確報））
工業 製造品出荷額等	5兆6,169億円	（2021年 経済センサス活動調査（確報））

自然災害が少なく気候は温暖

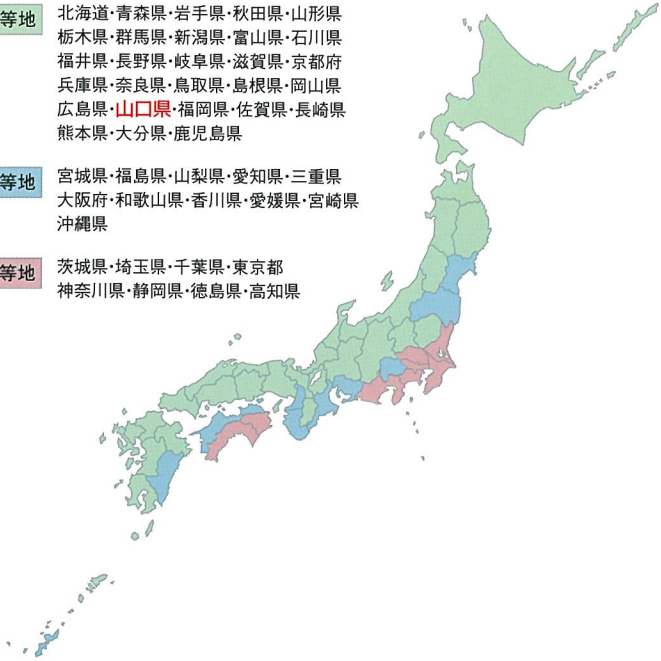
少ない地震リスク

山口県中央部を横断する中国山地の南側は、瀬戸内海式気候で、一年を通して雨が少なく比較的温暖であり、自然環境に恵まれています。また台風による被害も比較的少ない県です。

山口県の魅力のひとつに、地震などの自然災害が少ないことがあります。全国地震動予測地図や気象庁地震データベースによる過去70年間の地震発生状況においても、山口県は発生頻度の少ない県であることがわかります。また、地震保険基準料の算定を行う「損害保険料率算出機構」が、政府の地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」の作成に用いられたデータを活用して決定した地震保険料のランク付け等区分（2022年10月1日）で、山口県は最も安い1等地の県となっています。

地震保険の基準料率（損害保険料率算出機構より）

- 1等地** 北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県
栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県
福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府
兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県
広島県・**山口県**・福岡県・佐賀県・長崎県
熊本県・大分県・鹿児島県
- 2等地** 宮城県・福島県・山梨県・愛知県・三重県
大阪府・和歌山県・香川県・愛媛県・宮崎県
沖縄県
- 3等地** 茨城県・埼玉県・千葉県・東京都
神奈川県・静岡県・徳島県・高知県



過去100年間の地震発生状況

順位	都道府県名	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	合計
1	富山	354	158	55	12	2	0	0	0	0	581
2	佐賀	452	189	72	11	1	1	1	0	0	727
3	山口	592	242	83	29	6	1	0	0	0	953
4	滋賀	758	271	92	19	4	0	0	0	0	1,144
5	香川	764	283	90	23	2	1	0	0	0	1,163

※検索期間／1924年1月1日 0:00 ～ 2023年12月31日 23:59（気象庁震度データベースによる）

山口県の交通網・産業集積



良好な交通アクセス

道路満足度調査で全国総合1位

山口県は陸、空、海ともに優れた交通インフラを備えています。自慢は「道路利用者満足度調査(平成17年度国土交通省)」で全国総合1位となった道路網。中国自動車道、山陽自動車道の2つの高速道路が山口県内を東西に走り、各ICからは一般国道・県道が県内の主要都市、港湾、空港、JR駅を結んでいます。また県内には山陽新幹線の駅が5つあり、関東・関西および九州方面へのアクセスも良好です。山口県の空の玄関である山口宇部空港からは東京へ1日10往復、岩国錦帯橋空港からは東京へ1日5往復、沖縄へ1往復が就航しています。東京への所要時間は片道1時間30分と、東京への日帰り出張にも便利です。また港湾関係では、2つの国際拠点港湾(下関港・徳山下松港)、4つの重要港湾(岩国港・三田尻中関港・宇部港・小野田港)、23の地方港湾が国内外の各地と結びつき、それぞれの地域経済の活性化に大きな役割を果たしています。

アジアとの地理的優位性を活かして

山口県は、東京までの距離より韓国のソウル、釜山までの距離の方が近く、国際拠点都市として優れたロケーションを誇っています。特に下関港は、釜山航路、蘇州航路の2つの国際フェリー航路を持ち、東アジアとの交流の窓口として発展しています。さらに、日本海側では新しい国際物流拠点となる下関沖合人工島「長州出島」を有しています。



宇部港

山口県の産業の歴史

基礎素材型産業により発展してきた山口県

山口県の工業の発展は、明治・大正期からの石炭産業の隆盛にはじまります。大正時代には、瀬戸内海沿岸に造船、化学、機械、金属などの工場が次々に進出。第二次大戦後は、日本で初の石油化学コンビナートが岩国地域に形成され、全国有数の工業県に発展しました。宇部・山陽小野田などの西部地域では、美祿市の秋吉台を取り巻く周辺地域から産出する石灰石を原材料とするセメント製造工場が立地し、周南・岩国など東部地域では、ソーダなど化学製品を生産する企業が集中しています。以来、基礎素材型産業に特化した産業コンプレックスが山口県の産業をリードしてきましたが、昭和50年代以降は、マツダの自動車工場などの加工組立型産業も主要な産業の一つとなっています。

充実した産業集積

輸送用機械、医薬品メーカーが集積

山口県は鉄鋼、石油、化学製品などの基礎素材型産業に加えて、輸送用機械の製造も盛んです。自動車の「マツダ」、鉄道車両の「日立製作所」、造船の「三菱重工業」など、大手輸送用機械メーカーが揃い、その周辺に関連産業が集積しています。特に自動車は隣県の広島県(マツダ)に加え、福岡県(トヨタ・日産)と大分県(ダイハツ)の北部九州と合わせ、日本有数の自動車産業集積地を形成し、地理的には本県がその中心の利便性の高い場所に位置しています。また、メカトロニクス・電子部品関連産業や、充実した港湾・空港・高速道路網を生かした流通業なども発展してきました。さらに、近年では医薬関連、環境エネルギー関連分野の進出がめざましく、医薬関連分野では「武田薬品工業」や「田辺三菱製薬」、「帝人ファーマ」等、多くの医薬品製造工場が山口県に立地し、また医療機器メーカーの「テルモ山口」も立地しており、年間の医薬品生産額は全国上位に位置します。

TALENT

宇部市の頭脳集積



企業の頭脳となる優秀な人材の集積

宇部市の教育機関

豊かな自然と優れた風土を持つ宇部市は、向学の気風に富んだ地域です。宇部地域には山口大学工学部・医学部、宇部フロンティア大学、山陽小野田市立山口東京理科大学などの大学・短期大学をはじめ、宇部工業高等専門学校や工業系、商業系の学科を持つ高校4校があり、明日の産業を支える優秀な人材が育っています。また、企業の研究を支援する試験機関も多く、大学と企業との共同研究や産学育成のための研究開発を支援する体制も整っています。

産学公連携への積極的な取り組み

宇部市は明治期から石炭産業で栄え、一躍村から市制を施行し発展してきました。昭和40年代に、資源エネルギー需要の変化とともに石炭関連事業は終わり、市勢も一時期は衰退しましたが、その後、化学工業を中心とした臨海工業都市へと生まれ変わりました。しかし、臨海部の工場は素材型産業を専門にしており、景気の変動を受けやすいということから、新たな分野の産業創出が必要となってきました。宇部市に集積する学術研究機関や産業支援機関を活かしたまちづくりが不可欠と考え、産学連携、医工連携を進めています。

成長産業の創出に向けた取り組み

令和3年5月に産学公金からなる宇部市成長産業推進協議会を立ち上げ、医療・健康や環境・エネルギー、宇宙産業、DXなどの次世代技術に関連した大学等の研究シーズについて研究開発や事業化に向けた取り組みを支援しています。



山口大学医学部



山口大学工学部



山陽小野田市立 山口東京理科大学

産学公連携を推進する各種研究開発機関

宇部市メディカルクリエイティブセンター(MCC)



医療福祉分野における研究開発や新事業の創出拠点です。

山口県産業技術センター



中小企業の研究開発、商品開発などの支援や技術指導を推進するとともに、研究施設・機器などを開放し、技術開発や人材育成を行う総合的技術支援拠点です。

宇部市中小企業事業化支援施設



中小企業者の新事業・新製品開発を支援する試作開発貸工場です。

新事業創造支援センター



中小企業者の研究開発・産学連携を進めるための貸研究室です。



宇部フロンティア大学



宇部工業高等専門学校

宇部市と産業団地



宇部市のプロフィール

新時代を拓く宇部市

宇部市は山口県の南西部、周防灘に面した温暖な地域に位置し、陸上、海上、そして空からの交通網が整い、県内でも屈指の産業と生活環境を誇っています。山口大学医学部・工学部をはじめとする学術研究機関、また工業都市としての発展を支えてきた企業群や技術の集積があり、これらのシーズをもとに日々新たなイノベーションにチャレンジしています。宇部市は、新時代への限らない可能性を秘めた魅力ある都市だといえるでしょう。また、地方移住を希望する人のための月刊誌「田舎暮らしの本」(宝島社)が実施する2023年版「住みたい田舎」ベストランキング(人口10万人以上20万人未満のまち)の総合部門で第3位を獲得しました。(2021年版総合部門第2位、2020年版総合部門第1位)

宇部市データ

人口	156,856人	(2024年9月1日 住民基本台帳人口)
	男:74,998人	女:81,858人
面積	287.05km ²	
世帯数	79,927世帯	(2024年9月1日 住民基本台帳人口)
工業(製造業)	事業所数(従業者4人以上)	186社
	総従業員数	9,609人
	製造品出荷額	39,649,258万円
	(2021年 経済センサス-活動調査(製造業))	
商業(卸売業・小売業)	事業所数	1,627社
	総従業員数	13,280人
	(2021年 経済センサス-活動調査(卸売業・小売業))	

業種別就業者数 (2020年国勢調査結果を加工して作成)

第1次産業	農業	1,130	2%
	林業	57	
	漁業	289	
第2次産業	鉱業,採石業,砂利採取業	31	28%
	建設業	7,164	
	製造業	13,159	
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	496	70%
	情報通信業	826	
	運輸業,郵便業	3,697	
	卸売業,小売業	11,844	
	金融業,保険業	1,233	
	不動産業,物品賃貸業	1,013	
	学術研究,専門・技術サービス業	1,952	
	宿泊業,飲食サービス業	3,911	
	生活関連サービス業,娯楽業	2,530	
	教育,学習支援業	3,904	
	医療,福祉	13,884	
	サービス業(他に分類されないもの)	4,733	
公務(他に分類されるものを除く)	1,859		

アクセス環境に恵まれた街

陸・海・空の交差点

宇部市はアクセス抜群のまち。陸・海・空3つの交通ネットワークが集中する山口県の広域交通網の拠点です。

山口宇部空港



1966年に開港した空の玄関・山口宇部空港は、現在、東京(10便)の定期便が就航しています。無料で利用できる1,800台収容可能な駐車場を完備し、利便性の高い空港です。

宇部港



1951年に重要港湾に指定された宇部港は、5万トン級の大型船も接岸可能な工業都市・宇部を支える産業流通港です。また、物流経費の削減・荷役の効率化を図るため、タイヤマウント式クレーンを設置しています。なお、2003年にリサイクルポート指定港、2010年に重点港湾指定港に、さらに2011年5月31日には国際バルク戦略港湾（石炭）に選定されました。

山陽自動車道



陸上交通の大動脈として、山陽自動車道宇部下関線が2001年に完成しました。また、2012年3月から山口宇部有料道路の無料化により、新幹線新山口駅や山口宇部空港との一層のアクセス向上が図られました。

宇部臨空頭脳パーク

「充実のインフラ、アクセスも抜群!」

山口宇部空港からわずか5km、研究開発インフラと抜群のアクセスに恵まれた団地。
山口宇部道路から直接乗り入れ可能で、とても便利です。



区画割図

立地企業

- い区画

(株)エイム
- は区画

(株)ジャネックス
- に・ほ区画

(株)創舎
- ろ区画

キノメック(株)
- と-1区画

プロビジョン(株)
- と-2区画

備後特殊金網(株)
- と3・4区画

(株)東京屋クリーニング
- ち区画

サンヨーコンサルタント(株)
- り-1区画

(株)サニクリーン中国
- り-2区画

鈴木治作(株)
- ぬ区画

(株)エムビーエス
- る-1区画

(株)アピールコム
- る-2区画

ほほ笑いデイサービスセンター
- を・わ区画

(株)三和
- か区画

(株)ヤマシタ



団地の概況

所在地		宇部市大字西岐波	都市計画等	都市計画区分	都市計画区域(非線引)
所有者		宇部市		用途地域	準工業地域
団地面積		17.8ha		地域指定	—
業務用地面積		10.9ha	規制関係	騒音規制	第3種区域
分譲中面積		1.1ha		振動規制	第2種区域 I
分譲価格		4,950円／㎡		悪臭規制	B地域
用水	工業用水	—		水質規制	瀬戸内海環境保全特別措置法、山口県公害防止条例
	上水道	宇部市上水道(530m³／日) 団地道路内に本管敷設済(φ150mm)		工場立地法	団地特例適用により緑地等設置不要
	地下水	—		建ぺい率	60%
排水		生活排水・工場排水とも、宇部市公共下水道に排水 (団地内敷設済)	容積率	200%	
電力	変電所	請川変電所…1.0km	都市ガス	無	
	高圧線	6,600V…団地内引込済	通信環境	NTT西日本 (フレッツ光/コラボ光/ビジネスイーサ ワイド 提供 エリア内)	
交通アクセス		車で山口宇部空港から約7分(約5km) 新山口駅から約25分(約20km)	その他	宇部市環境保全条例に基づく事前協議が必要	

用地取得費の10%を補助!

高速インターネットの利用が可能です。

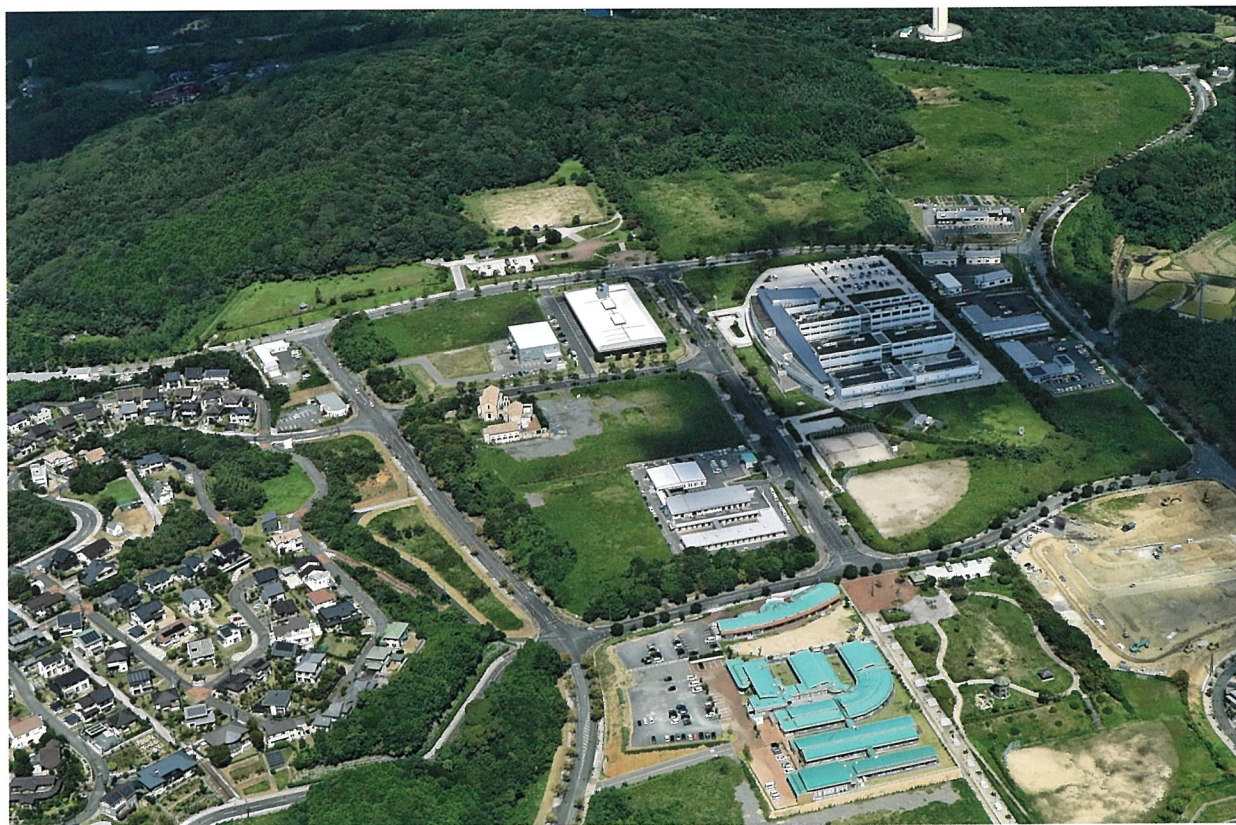
分譲区画

区画	面積	坪	単価(1㎡当)	用地取得補助金割合
ろ	10,701.82㎡	3,237坪	4,950円	10%

※単価は令和6年4月1日現在のものです。

「産・学・住の機能が一体となった複合拠点都市!」

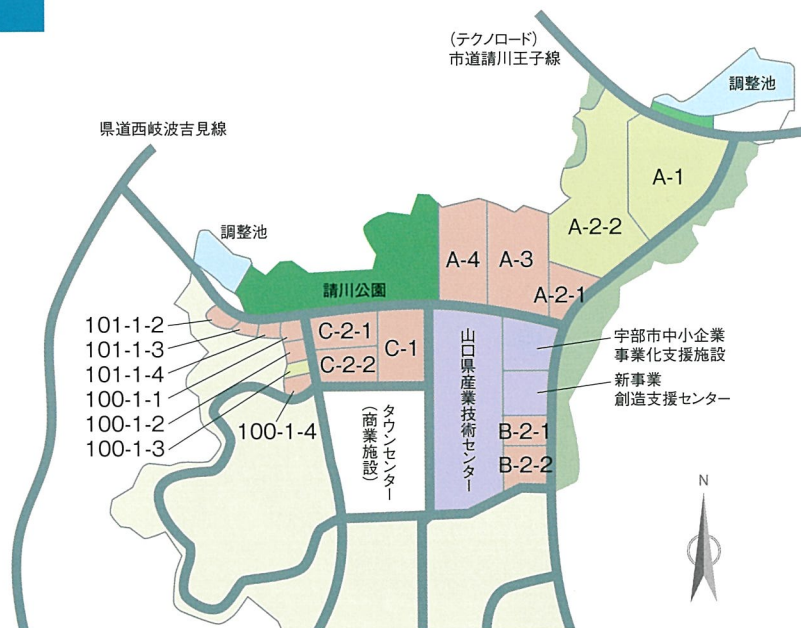
山口県産業技術センターを中心とした学術・研究開発拠点を形成しています。
緑豊かな自然環境と産・学・住の機能が一体となった複合拠点都市を目指します。



区画割図

立地企業

- A-2-1区画 特定非営利活動法人ぐうですぐう
- A-3・A-4区画 ティーエスアルフレッサ(株)
- B-2-1・B-2-2区画 ユーディーエンジニアリング(株)
- C-1区画 (株)オーパーツ
- C-2-1区画 中国水工(株)
- C-2-2区画 I-PEX Piezo Solutions(株)
- 101-1-2・101-1-3・101-1-4区画 (株)やおいち
- 100-1-1・100-1-2区画 (有)ピーアイシー・テクノサービス
- 100-1-4区画 (有)ロイヤル



団地の概況

所在地	宇部市あすとぴあ	都市計画区分	都市計画区域(非線引)、地区計画あり(建物の壁から道路境界線まで一定の距離の確保必要)
所有者	山口県、宇部市	用途地域	準工業地域
団地面積	94.4ha	地域指定	—
業務用地面積	20.8ha	騒音規制	第3種区域
分譲中面積	6.4ha	振動規制	第2種区域 I
分譲価格	30,000~40,800円/m ²	悪臭規制	B地域
用水	工業用水	水質規制	瀬戸内海環境保全特別措置法、山口県公害防止条例
	上水道	工場立地法	環境施設25%(うち緑地20%)必要
	地下水	建ぺい率	60%
排水	生活排水・工場排水とも、宇部市公共下水道に排水(団地内敷設済)	容積率	200%
		都市ガス	無(詳細については、西日本液化ガス(株)へ問い合わせ)
電力	変電所	通信環境	NTT西日本 (フレッツ光/コラボ光/ビジネスイーサ ワイド 提供エリア内) ケーブルテレビ (FTTHインターネット 提供エリア内)
	高圧線		
交通アクセス	車で山口宇部空港から約10分(約7km)、新山口駅から約25分(約19km)、最寄りの宇部東ICから約3分(約2km)	その他	宇部市環境保全条例に基づく事前協議が必要

用地取得奨励金を大幅拡充!

面積に関わらず取得金額の80%を補助します。(限度額なし)

山口県産業技術センター、貸研究室、貸工場が立地しており、
様々な技術支援を受けることが可能です。

分譲区画

区画	面積	坪	単価(1m ² 当)	用地取得補助金割合
A-1	24,259.64m ²	7,339坪	30,000円	80%
A-2-2	38,627.20m ²	11,685坪	31,400円	80%

区画	面積	坪	単価(1m ² 当)	用地取得補助金割合
100-1-3	671.29m ²	203坪	40,800円	80%

宇部市の優遇制度

宇部市事業所設置奨励条例 奨励措置（詳しくは、それぞれの条例、または融資要綱等をご覧ください。）

対象地域	宇部臨空頭脳パーク	宇部新都市
対象業種	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業（太陽光発電所、風力発電所を除く）、情報通信業、郵便業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）	製造業、情報通信業、郵便業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの） ※あすとびあ三丁目のみ卸売業を含む
対象者	事業所の 1. 新設 2. 増設（既存事業所の活動を継続すること） 3. 移転（事業拡大を行うこと） ※上記のいずれも用地の取得が条件	事業所の 1. 新設 2. 増設（既存事業所の活動を継続すること） 3. 移転（事業拡大を行うこと） ※上記のいずれも用地の取得が条件
対象者の要件	投下固定資産総額（土地、家屋、償却資産の計）が5千万円以上（中小企業者以外の事業者が事業所の設置を行う場合にあっては、3億円以上）	投下固定資産総額（土地、家屋、償却資産の計）が5千万円以上（中小企業者以外の事業者が事業所の設置を行う場合にあっては、3億円以上）
措置内容	■設置奨励金／事業者が事業所の操業を開始した日後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額（土地、家屋、償却資産の計）を交付 上限無し	■設置奨励金／事業者が事業所の操業を開始した日後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額（土地、家屋、償却資産の計）を交付 上限無し
	■雇用奨励金／事業者が事業所の操業を開始した日の前後それぞれ90日の間に、市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合、正社員1人につき50万円、非正社員1人につき20万円を交付 上限200人（中小企業者以外は上限500人）	■雇用奨励金／事業者が事業所の操業を開始した日の前後それぞれ90日の間に、市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合、正社員1人につき50万円、非正社員1人につき20万円を交付 上限200人（中小企業者以外は上限500人）
	■用地取得奨励金／事業者又は設置支援事業者（事業者に用地を貸す者）が対象団地の用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に10%の補助率を乗じた額を交付	■用地取得奨励金／事業者又は設置支援事業者（事業者に用地を貸す者）が対象団地の用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に80%の補助率を乗じた額を交付
	■従業員住宅新設奨励金／事業所の操業開始日前1年から開始後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上の従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額（家屋）を3年度間交付	■従業員住宅新設奨励金／事業所の操業開始日前1年から開始後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上の従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額（家屋）を3年度間交付

※産業団地の敷地内での一定規模以上の増設に対して、設置奨励金及び雇用奨励金の交付あり

宇部市事業所設置資金融資要綱 融資

対象地域	宇部臨空頭脳パーク	宇部新都市
対象業種	奨励措置の対象業種と同じ	奨励措置の対象業種と同じ
対象者	奨励措置の対象者と同じ	奨励措置の対象者と同じ
融資の要件	1. 市税の滞納がない者 2. 銀行取引停止処分を受けていない者	1. 市税の滞納がない者 2. 銀行取引停止処分を受けていない者
融資内容	融資の対象費用：事業所の設置に必要な費用のうち、土地、建物及び償却資産の取得に要する費用 ただし、土地の取得費については、当該土地の取得後1年以内に事業所の設置に着手する場合に限る 融 資 限 度 額：100,000千円 融 資 利 率：年1.9% 融 資 期 間：12年（内、据置期間2年） 償 還 方 法：原則として月賦償還 担保及び保証人：取扱金融機関所定の方法 取 扱 金 融 機 関：山口銀行・西京銀行・西中国信用金庫・商工組合中央金庫	融資の対象費用：事業所の設置に必要な費用のうち、土地、建物及び償却資産の取得に要する費用 ただし、土地の取得費については、当該土地の取得後1年以内に事業所の設置に着手する場合に限る 融 資 限 度 額：100,000千円 融 資 利 率：年1.9% 融 資 期 間：12年（内、据置期間2年） 償 還 方 法：原則として月賦償還 担保及び保証人：取扱金融機関所定の方法 取 扱 金 融 機 関：山口銀行・西京銀行・西中国信用金庫・商工組合中央金庫

宇部市事業所設置奨励条例 奨励措置

対象地域	準工業地域・工業地域・工業専用地域（産業団地を除く）
対象業種	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業（太陽光発電所、風力発電所を除く）、情報通信業、運輸業、郵便業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）
対象者	事業所の 1. 新設 2. 増設（既存事業所の活動を継続すること） 3. 移転（事業拡大を行うこと） ※上記のいずれも用地の取得が条件
対象者の要件	投下固定資産総額（土地、家屋、償却資産の計）が5千万円以上（中小企業者以外の事業者が事業所の設置を行う場合にあっては、3億円以上）
措置内容	■設置奨励金／事業者が事業所の操業を開始した日後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額（土地、家屋、償却資産の計）を交付 上限無し
	■雇用奨励金／事業者が事業所の操業を開始した日の前後それぞれ90日の間に、市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合、正社員1人につき50万円、非正社員1人につき20万円を交付 上限200人（中小企業者以外は上限500人）

※産業団地の敷地内での一定規模以上の増設に対して、設置奨励金及び雇用奨励金の交付あり

宇部市事業所設置資金融資要綱 融資

対象地域	準工業地域・工業地域・工業専用地域（産業団地を除く）
対象業種	奨励措置の対象業種と同じ
対象者	奨励措置の対象者と同じ
融資の要件	1. 市税の滞納がない者 2. 銀行取引停止処分を受けていない者
融資内容	融資の対象費用：事業所の設置に必要な費用のうち、土地、建物及び償却資産の取得に要する費用 ただし、土地の取得費については、当該土地の取得後1年以内に事業所の設置に着手する場合に限る 融 資 限 度 額：100,000千円 融 資 利 率：年1.9% 融 資 期 間：12年（内、据置期間2年） 償 還 方 法：原則として月賦償還 担保及び保証人：取扱金融機関所定の方法 取 扱 金 融 機 関：山口銀行・西京銀行・西中国信用金庫・商工組合中央金庫

その他の優遇制度

まちなかオフィス立地促進補助金（中心市街地の空きビル等を賃借してオフィスを設置する事業者等に対して補助金を交付）

■補助金の種類及び限度額

補助金の種類	対象地区	対象企業		補助率等	上限額	期間
家賃支援補助金	中心市街地	市外事業者	一般企業	1／2	120万円/年 (10万円/月)	3年間
			ICT企業	2／3		
	重点地区		一般企業	1／2	240万円/年 (20万円/月)	3年間
			ICT企業	2／3		5年間
通信回線使用料補助金	中心市街地	市外事業者	ICT企業	2／3	60万円/年 (5万円/月)	3年間
	重点地区					5年間
雇用奨励補助金	中心市街地	市外事業者	－	1年以上常用雇用者 1人につき20万円	100万円	1回
	重点地区				200万円	
施設整備補助金	中心市街地	市外事業者	一般企業	1／2 ※オフィス賃借床面積 1㎡あたり5万円まで	125万円	開設から1年間 1回のみ
			ICT企業		250万円	
	重点地区		一般企業			
			ICT企業			
出張旅費補助金	中心市街地 重点地区	市外事業者	－	開設後1年間、4回まで出張に係る交通費を補助 上限額3万円/人　出張1回に付き2人まで		

市外事業者：法人の所在地が市外にあり、本市にオフィス有しておらず、既に法人として1年以上の活動実績がある者

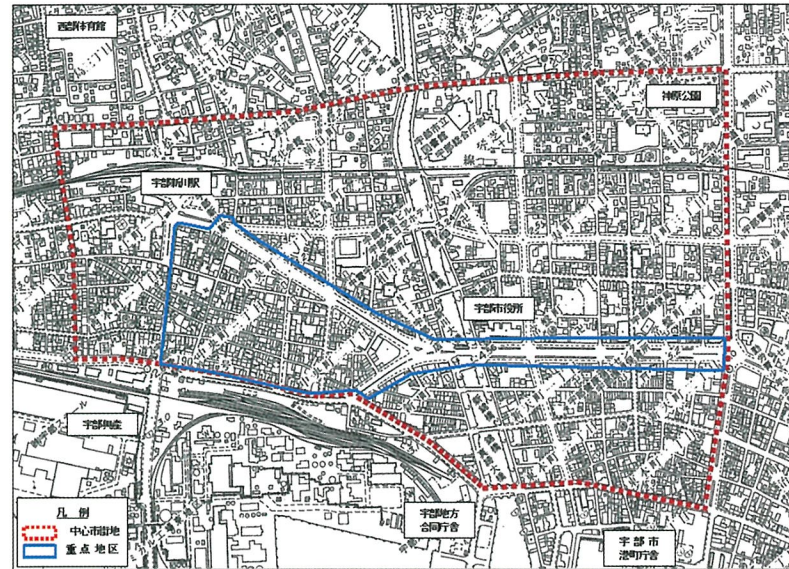
■補助対象経費等

家賃支援補助金：オフィス開設日の翌月分以降の賃借料（共益費・敷金・礼金等の諸経費、土地等の賃借料は除き、駐車場代は含む）
通信回線使用料補助金：オフィス開設日の翌月分以降の通信回線使用料（設置工事等の諸経費は除く）
雇用奨励補助金：オフィスの開設日前後90日以内に新規に雇用した市民（配置転換等により新たに市民になった者を含む。雇用保険の被保険者に限る）を1年以上継続雇用
施設整備補助金：オフィスの改修や、空調、衛生、通信設備等の整備（設備本体の費用は除く）に要した額及びオフィスに必要な償却資産の取得又はリースに要した額
出張旅費補助金：オフィスの運営やそれらに関する協議等のため、本市に出張した場合に市外事業者が負担した従業員及び役員の出発地から本市までの出張に係る交通費のうち、公共交通機関を利用した実費相当額

■主な要件

補助対象者 右の要件を すべて満たす者	●中心市街地にある物件を賃借してオフィス等を開設すること ●オフィスの常用従業員数のうち、1名は本市に住所がある者を開設日前後90日以内に新規雇用すること ●風営法第2条に定める業種又は倉庫、工場若しくは物販のみとしての活用、不特定多数の個人を相手に主にオフィスでサービスを提供する事業、公序良俗に反する事業若しくは宗教的施設として活用する事業でないこと ●宇部市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団と密接な関係を有する者でないこと ●市税の滞納がないこと
---------------------------	---

■中心市街地の範囲



サテライトオフィス等視察費用助成金（県外事業者が中心市街地や産業団地を視察した場合に係る旅費を助成）

■助成内容

限度額1人当たり3万円（1回の視察につき3人までが助成対象）

【対象経費】 出発地（国内に限る）から本市までの交通費のうち、公共交通機関（タクシーを除く）を利用した費用

■視察の対象地域

中心市街地、産業団地（宇部臨空頭脳パーク、宇部新都市〔テクノセンター用地〕）

■主な要件

対象業種	製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、サービス業（他に分類されないもの）
補助対象者 右の要件をすべて 満たす県外事業者	●法人としてすでに1年以上の事業活動実績があること ●国・県その他の公的機関及び本市から、同種の助成金等と重複して交付を受ける者でないこと ●風営法第2条に定める業種、公序良俗に反する事業、宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと

宇部市情報・通信産業等立地促進補助金（本市に新たに立地する情報・通信産業等を営む事業者に対して補助金を交付）

■補助金の種類及び限度額 ※事業所の新規開設の30日前までに事前審査の申し込みが必要です。

①賃借料及び通信回線使用料に係る経費に対する補助金

事業所賃借料（共益費・敷金・礼金等の諸経費、駐車場等は除く）及び通信回線使用料（設置工事費等の諸経費は除く）の1/2以内（上限2,000万円）※最大3年間

②新規雇用従業員に要する経費に対する補助金

事業所の新規開設日から新規開設日の翌日より2年以内に新たに市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用し1年以上継続雇用した場合、1人につき30万円（上限3,000万円）※申請は1回限り

■主な要件

対象業種	ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業、広告業、デザイン業、自然科学研究所、デジタルコンテンツ業、事務処理センター事業の用に供する事業所を営む者
補助対象者 右の要件を すべて満たす者	●本市に事業所を有しない者が、新たに市内に事務所を設置すること（新設） ●法人等としてすでに3年以上の事業活動実績があること ●新規開設時の新規雇用従業員が5人以上で、かつ、県内事業所全体でも従業員が5人以上増加していること ●市税等の滞納がないこと ●事業所の開設において本市の他の条例、規則及び要綱等による補助金等を受けていないこと

宇部市産業経済部 企業立地推進課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
 TEL 0836-34-8361 FAX 0836-22-6013
 E-mail kigyo@city.ube.yamaguchi.jp

宇部市 産業団地

検索



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

